



## 愛川町による保存と公開

明治初期における町域豪農層の住居を後世に伝えるため、愛川町が、建物や庭園等を修復し、平成元年（1989）から一般公開しています。

見学の他、研修や撮影等の文化活動に利用できます。詳細は、利用案内を御覧ください。

## 国登録有形文化財

平成21年（2009）1月8日に山十邸の主屋と門は国の登録有形文化財（建造物）となりました。

※文化庁では、緩やかな規制を通じて文化財の保存を図りながら活用していく「文化財登録制度」を平成8年（1996）に創設しました。建造物部門に関しては、建設後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものが対象となっています。



## 交通のご案内

- 圏央相模原愛川 I.C から国道 129 号を経て内陸工業団地方面（約 20 分）。
- 圏央厚木 I.C から国道 129 号を経て、県道 65 号（約 20 分）。
- 東名厚木 I.C から国道 129 号を経て、県道 65 号（約 40 分）。
- 中央相模湖 I.C から国道 20 号、412 号、県道 54 号を経て、県道 65 号（約 40 分）。

- 本厚木駅北口 1 番「愛川バスセンター」行、または厚木バスセンター 10 番「上三増」行で、乗車約 35 分。「局前」下車徒歩 5 分。
- 海老名駅西口 2 番「桜台経由愛川バスセンター」行で、乗車約 45 分。「局前」下車徒歩 5 分。
- 橋本駅南口 1 番または淵野辺駅南口 1 番「田名バスターミナル」行、もしくは相模原駅南口 5 番「水郷田名」行で、「田名バスターミナル」乗り換え、田名バスターミナル 2 番「半原」行で、「箕輪社」下車後、「愛川町役場」から「①中荻原経由または②三田経由厚木バスセンター」行、もしくは「③桜台経由海老名駅西口」行で、「局前」下車徒歩 5 分（乗車合計約 50 分）。  
※②・③は、「愛川バスセンター」からも乗車できます。  
※別途、乗り換えの時間がかかります。

### 愛川町古民家山十邸

〒243-0303  
神奈川県愛甲郡愛川町中津 485 番地の 1  
電話 046-285-0015

### 愛川町教育委員会

〒243-0392  
神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1  
電話 046-285-2111(代)  
メール spobun@town.aikawa.kanagawa.jp



愛川町ホームページ  
「古民家山十邸」



シティプロモーションサイト  
ポケットに愛川  
「古民家山十邸」



国登録有形文化財

# 古民家山十邸



## おもや 主屋の構造

瓦葺きの入母屋造は、草屋根の多かった明治初期に、この地域では珍しいものでした。屋内には座敷飾りを備える広間があります。大黒柱は、ケヤキの約 50 センチメートル角で、上り段は幅 62 センチメートル、長さ 7.13 メートルもあるケヤキの一枚板です。



勝手の囲炉裏（火の使用は不可）



大黒柱（中央左の柱）と一枚板の上り段



つるし飾り展示（ひなまつり・こどもの日前後）



コスプレ撮影会（専用使用時）

## こみんかやまじゅうてい 古民家山十邸

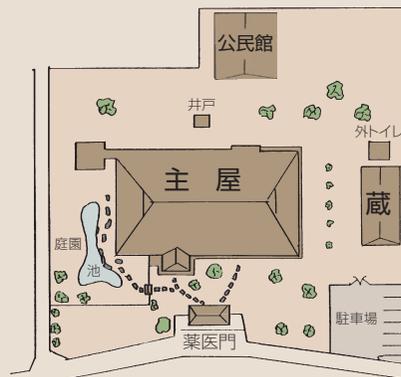
明治 16 年（1883）、中津地区の豪農熊坂半兵衛（1839～97）の邸宅として建てられました。「山十」（やまじゅう）は、この熊坂家の屋号です。半原の宮大工棟梁として知られる矢内家の三兄弟、右仲・左仲・左文治によって建てられたといわれています。戦前の思想家大川周明が、昭和 19 年（1944）に熊坂家からこの山十邸を購入して移り住みました。以降昭和 32 年（1957）に死去するまで、周明の住居として使用されました。



瓦に刻まれた屋号

## 敷地と庭園

薬医門を中心にして、黒板塀をめぐる広い敷地内には、主屋、蔵、井戸等があり、また、玄関左手には内堀で仕切られた枯山水の庭園が設けられています。



### やくいもん 薬医門

明治中期頃の建築とされます。木造、石造基礎で、屋根は瓦葺きの切妻です。間口は 2.8m。架構は組物、絵様線形をもつ肘木、蟻股などによるもので、農家の門としては、稀に見る豪壮なものです。



庭園内の梅林にメジロが飛来



蔵内のふるさと資料館に民具を展示

## 利用案内

詳しくはホームページをご覧ください ▶



愛川町ホームページ「古民家山十邸」

開園時間 午前 9 時から午後 5 時まで

### 休園日

- 毎週火曜日（祝日を除く）
- 祝日の翌日 祝日の翌日が土曜日、日曜日のときは月曜日。火曜日が祝日の場合は水・木曜日。
- 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- その他、園内整備等の臨時休園

### 利用の申し込み方法

- 観覧は無料です。山十邸事務室前で受付をお済ませください。
- 専用使用の場合は、事前に電話等で教育委員会へご予約の上、所定の申し込み手続きをお願いします。

### 使用料

区分	使用単位	使用料
専用使用	4 時間	1 団体につき 1,500 円

※使用時間には準備及び後片付けの時間を含みます。

- 備考
- 専用使用とは、5人以上の団体で施設を専用して使用することをいいます。
  - 時間を超過して使用した場合は、使用料に超過時間 1 時間につき 400 円を加算した額を納めていただきます。
  - 使用料は、納期限までに納めてください。

### 使用料の減免

使用団体の区分により、使用料の減額または、免除が受けられます。